○埼玉県警察の行う会計の監査に関する訓令

平成 16 年 4 月 22 日

警察本部訓令第 18 号

警　察　本　部　長

埼玉県警察の行う会計の監査に関する訓令を次のように定める。

埼玉県警察の行う会計の監査に関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、埼玉県警察における会計経理の適正を期するため、埼玉県警察の行う会計の監査（以下「会計監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（会計監査実施者）

第２条　会計監査は、警察本部長（以下「本部長」という。）が行うものとする。

（会計監査実施計画の作成）

第３条　本部長は、少なくとも毎年度１回、所属の会計監査を実施するものとして、会計監査実施計画（会計の監査に関する規則（平成 16 年国家公安委員会規則第９号）第２条第１項に規定する会計監査実施計画をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

２　会計監査実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 会計監査の重点項目

(2) 会計監査の対象所属

(3) 会計監査の時期

（会計監査実施計画の変更）

第４条　本部長は、会計監査を効率的に実施するため特に必要があるときは、前条の会計監査実施計画を変更することができる。

（会計監査の実施）

第５条　本部長は、その指名する職員（以下「指名職員」という。）に会計監査を行わせることができる。

２　会計監査は、会計監査実施計画に従い実施するものとする。ただし、本部長が会計経理の適正を期するため特に必要があると認めるときは、その都度、速やかに、会計監査を実施するものとする。

（説明の要求等）

第６条　指名職員は、会計監査を実施するため必要があるときは、会計監査の対象所属の長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に当該所属の職員を出頭させるように求めることができる。

（実施状況の報告）

第７条　本部長は、４月末日までに、その行った会計監査の実施状況を埼玉県公安委員会に報告するものとする。

２　本部長は、特に必要があるときは、速やかに、その行った会計監査の実施状況を埼玉県公安委員会へ報告するものとする。

（会計監査の結果に基づく措置）

第８条　本部長は、会計監査の結果に基づき、会計監査の対象所属の長に対し会計経理の取扱いの改善等必要な事項を指示するものとする。

２　前項の指示を受けた所属の長は、速やかに必要な改善措置を講じるとともに、その状況を本部長に報告しなければならない。

附　則

この訓令は、平成 16 年５月１日から施行する。